日本産業教育学会　関東地区部会

第３７回　　エルゴナジー研究会
報告集

２０１３年１１月１６日(土)

於　職業能力開発総合大学校（小平）

研究会プログラム

テーマ

新井 吾朗	学修時間と訓練時間の比較 －到達目標・授業方略を比較の視点として－	１
倉田 研一	美容師の養成に関する研究の現状と課題 －今後の研究計画について－	２３

学修時間と訓練時間の比較
ー 到達目標・授業方略を比較の視点として ー

職業能力開発総合大学校
能力開発応用系　新井吾朗

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

研究の目的

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間と訓練時間の比較の必要性

- 学校教育と職業訓練の接近

職業大　指導員養成訓練　長期課程　学授による課程認定　学士取得
　　総合課程　　学士取得
大学校・短期大学校　単位認定の創設を求める（厚労→文科）

- 学校教育の単位認定の柔軟化

平成3年「大学教育の改善について」大学審議会答申：教育内容の充実に資するという観点から、大学以外の教育施設等における学習成果であっても、大学教育に相当する一定水準以上のものについては、…自大学の単位認定の対象とする制度を新たに導入し、大学設置基準上の制度として位置付ける必要がある。
　現在文科省所管内　→　能開(短)大に広げる方針

- 職業能力開発促進法 第3条の2 第2項

「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない。」

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
3

「単位制」でない学修の単位認定について 大学教育側の考え方

○大学以外の教育施設の中には、「授業時間制」を採用している場合もあり、必ずしも、大学と同様の、主体的学びを前提とした「単位制」の考え方は採られていない。

○そのため、大学以外の教育施設における学修を大学の単位として認める場合、適切な「単位換算」を行うことが必要となる。この点は、大学における単位の実質化を進め、我が国の大学における単位制度に対する国際的な信頼性を確保するためにも重要な点である。

○そこで、単位認定に関する告示を改正する際に、下記の事項について徹底するよう通知する。

○また、認証評価における教育課程に関する評価に際しても、単位認定における適切な単位換算が考慮されるよう、当該通知を認証評価機関にも伝達する。

・授業の内容に応じた、適切な授業時間が確保されていること。講義であれば、1単位当たり15時間の授業が行われていること。

・授業以外の学修時間を含め、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容が認められること。講義であれば、30時間に相当する主体的な学修が求められる内容であること。

・各大学は、大学以外の教育施設における教育課程、シラバス等を参照し、上記の点を確認した上で単位認定しなければならないこと。

資料1－1
中央教育審議会大学分科会
大学教育部会（第23回）
H24.12.27

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
4

本研究に取り組む背景（基本的な疑問）

- 職業訓練において
  (1) 授業時間外の学習(予習・復習)をどのように考えるか

  (2) 講義での演習・実習的な学習活動をどのように考えるか
  (3) 科目で扱う内容の量をどのように考えるか

  (4) 大学教育の科目と等価にするため
  職業訓練の科目での学習活動の計画をどのように考えるか

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
5

法規上の学修時間と訓練時間の比較

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
6

学修時間　　大学設置基準の規定

- 第二十一条　各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。
- ２　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一　講義及び演習については、
  十五時間から三十時間までの範囲で
  大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 二　実験、実習及び実技については、
  三十時間から四十五時間までの範囲で
  大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 第二十二条　一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。
- 第二十三条　各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。
- 第三十二条　卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間　　大学設置基準の規定

- 卒業要件　＝　124単位
- 1単位　＝　45時間
  ＝（授業1時間＋関連する学修2時間）×15週
- 1学期の学修時間　＝　720時間
  ＝124単位÷4年間÷2学期≒16単位→16単位×45時間＝720時間
- 1日の学修時間　＝　10時間
  ＝720時間÷15週＝48時間→48時間÷5日＝9.6時間

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

訓練時間　　長期課程の指導員訓練の教科等に関する基準

- 職業能力開発促進法施行規則　別表第八
- …
- 二　訓練期間
  標準の訓練期間は、四年とする。
- 三　訓練時間
  最低限必要とする総訓練時間は、五千六百時間とする。
- 四　単位数
  1　最低限必要とする単位数は、百七十八単位とする。
  2　訓練の教科ごとに最低限必要とする単位数は、次の各表の単位数の欄に定めるとおりとする。
  3　単位数は、訓練の方法に応じ、当該訓練による効果、訓練外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
  （1）　学科の科目のうち講義によつて行うものについては、
  十五時間以上三十時間以下の訓練をもつて一単位とする。
  （2）　学科の科目のうち演習によつて行うものについては、
  三十時間以上四十五時間以下の訓練をもつて一単位とする。
  （3）　実技（実務実習を含む。）の科目については、
  四十五時間以上七十五時間以下の訓練をもつて一単位とする。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

訓練時間　　特定専門課程の訓練基準

- （特定専門課程の訓練基準等）
- 第三十六条の二の二　特定専門課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- …
- 三　訓練期間　二年であること。
- 四　訓練時間　一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。
- …
- 3　前項において準用する別表第六の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、第一項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

別表6	
教科	訓練時間(単位は時間とする。)
一　系基礎 1　学科 ①制御工学概論 ②電気工学概論 …	三五〇

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

訓練時間　　長期課程・[総合課程]

- 1年間の訓練時間=1400時間
  ＝5600時間÷4年間[2800時間÷2年間]
- 長期課程　1週間の訓練時間＝53時間
  ＝1800時間÷38週(17週×2＋2週×2)
- 1日の訓練時間＝9.5時間

- 総合課程　1週間の訓練時間＝50時間
  ＝1800時間÷40週(18週×2+2週×2)
- 1日の訓練時間＝9時間

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間と訓練時間の比較

- 大学教育１日の学修時間＝10時間(授業＋外) 5日
- 職業訓練1日の訓練時間＝9～9.5時間(授業)　5日

↓

- 大学教育で想定されている1日の学修時間と職業訓練の1日の訓練時間は、ほぼ同じ。
- 大学教育は　授業＋授業外の学修。
- 職業訓練は　授業のみ。（長期課程では「訓練外の学修」が想定されていたが、訓練外の時間数は規定されていない。訓練時間数を考慮すると訓練外の学修は期待できない)

「平均的人間の生理的、肉体的労働時間を基に1日8時間、週45時間とし、半期で15単位、1年間で30単位、4年間で120単位というのが標準単位数としてとして妥当なものであった」
「大学基準にみる単位制度の基本構造」, 清水一彦, 日米の大学単位制度の比較史的研究, 風間書房, 平成10年3月15日 p.326

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間と訓練時間　科目での比較

- 大学教育
  講義・演習科目　2単位
  学修時間90時間＝授業(30時間)＋授業外(60時間)
  授業＝15週×1コマ(90分＝45分×2 ≒2時間)

  実習科目　1単位
  学修時間45時間＝授業(30時間)＋授業外(15時間)

- 指導員訓練　長期課程
  講義科目2単位34時間=17週×1コマ 2時間
  演習科目1単位34時間
  実習科目1単位68時間=17週×2コマ
  (総合課程は18週。両課程とも、試験2週を加えて訓練時間としている)

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間・訓練時間の　時間割の例

		月	火	水	木	金
学修時間	1	授業外1	授業外2	科目4	授業外6	授業外7
	2	科目1	授業外3	授業外4	科目6	授業外8
	3	授業外1	科目3	授業外5	授業外6	科目8
	4	授業外2	授業外3	科目5	授業外7	授業外8
	5	科目2	授業外4	授業外5	科目7	

16単位　30週

		月	火	水	木	金
訓練時間	1	科目1	科目6	科目11	科目15 実技	科目16 実技
	2	科目2	科目7	科目12		
	3	科目3	科目8	科目13		
	4	科目4	科目9	科目14		
	5	科目5	科目10			

38週

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間の現実

表2-2 機械工学科卒論着手要件，卒業要件を満たす単位数

科目区分			開講単位数 必修	開講単位数 選択	卒論着手要件	卒業要件
共通教育科目	大学入門セミナー					2
	基礎教育科目	外国語科目（英語				8
		外国語科目（2外）				4
		保健体育科目				2
		情報処理基礎科目				2
	教養教育・副専攻科目					20
	小 計				34	38
専門教育科目	専門基礎科目		22	14		
	専門科目		46	40		
	卒業論文		8			8
	小 計		76	54	77	92
合 計					111	130

また，4年次を終了し大学を卒業するためには，表2-2の卒業要件に示す単位数を全て修得しなければなりません．表2-2に示す単位数は最低条件であるので，それを15～30単位ほどは越える単位数を修得するように勉強することが望まれます．

福井大学 機械工学科ガイド/学習プラン / 2. 履修科目と最低修得単位数ホームページ http://mech.u-fukui.ac.jp/plan.html, 2013.11.13 確認

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間の実質化の一方策 CAP制

- 北海道教育大学のCAP制
  各学期の履修登録単位数の上限を26単位とする。ただし、当該学期の直前の学期のGPAに基づき、次のとおり単位数の上限を変更して取り扱う。
  直前の学期のGPAが3.0以上の者 30単位
  直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満の者 28単位
  直前の学期のGPAが1.5以上2.5未満の者 26単位
  直前の学期のGPAが1.5未満の者 24単位

- 茨城大学のCAP制
  人文学部 : 各学期 30 単位 (ただし、1年次は24単位)
  教育学部 : 年間 58単位
  理 学 部 : 年間 60単位 (ただし、2年次及び3年次は50単位)
  工 学 部 : 年間 54単位
  農 学 部 : 各学期 29単位

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

120単位の意味

- 昭和22年7月8日に制定された大学基準協会による「大学基準」は、…
- 次に、「総単位数」については、4年以上にわたり（少なくとも）120単位とされた。これには卒業論文や卒業計画が含まれ、また夜間大学に関しては別途定めることになっていた。この総単位数の岐終決定までにはかなりの粁余曲折があった。当初理科系の委員が持ち寄った案では、旧制の学科内容(専門教育）を標準としてこれに一般教育を加えたため132単位から164単位まで、平均しても文系よりはるかに多い140単位前後を用意していたという。
- 120単位を強く要請するアメリカ側の前に、先の実験・実習等の単位計算方法を採ることによって、結果的には新制大学の理念を反映した一般教養の重要性や大学教育の課外活動の尊重等を考慮しながら文系・理系とも統一されることになったのである。
- この120単位は最低基準的性格というより、むしろその標準的性格を強調しつつ採用したのである。つまり、それは「本質的には標準化であり、学士号或は学位に対する最低要求を標準化するために必要であるのに過ぎ」ず、それゆえ「最低基準としては第二義的のもので」あったとされる。

「大学基準の制定と単位制度の成立」, 清水一彦, 日米の大学単位制度の比較史的研究, 風間書房, 平成10年3月15日pp.311-312

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

17

120単位の意味

- 昭和26年の大学基準協会による全国調査の結果にもみられるように、一部の大学には基準をはるかに上回って課すところがあり、このことはしばしば基準改訂論議の中でも取り上げられた。すでに述べたように、この傾向は、伝統的な大学のとくに工学部や法学部に多くみられたのである。基準そのものが最低基準的性格を有しながらも、その単位算出基準からみれば総単位数においては、むしろ最高単位数に近い考え方がとられていた。にもかかわらず、こうした実態がみられたことは、単位制度の趣旨が十分に理解されないまま、とくに旧帝大や有力私立大学を中心に学力の低下や教育水準の低下を危ぐする見方が強く、旧制下の伝統とか慣行とかが優先されたためであると考えられる。と同時に、そこでは戦後わが国の文教政策における大学院整備の遅れを看過してはならない。
- 先の単位算出基準と同様に、この総単位数についての基準と現実とのギャップは、単位制度の趣旨が理解され、実質的に正しく行われれば自然に解消する問題でもある。

「大学基準の制定と単位制度の成立」, 清水一彦, 日米の大学単位制度の比較史的研究, 風間書房, 平成10年3月15日pp.326-327

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

18

120単位の意味

- 卒業要件の総単位数については、その見直しの傾向が顕著にみられる。つまり、全体でおよそ4割前後の大学・学部でそれを減少させ、増加させた大学も含めて少なくともほぼ半数のところで何らかの改善を図っている（図7)。増加単位数も減少単位数もほぼ1～10単位の範囲に集中しているが、減少させたところでは11～15単位も少なくない(図8.9)。その見直しの理由としては、学生の主体的学修の確保を挙げているところが最も多いが、一般教育等の単位数減少や学生の負担軽減を理由とするところもかなり多くなっている（図10)。このことは、従来課していた卒業要件が基準で定める最低124単位を大幅に上回っていたことを示すものであり、その改善の必要性がようやく認識され、現実のものとなってきたといえる。

平成3年6月24日
大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について　に対する解説

「基準の大綱化以降の単位制度運用の改革状況」, 清水一彦, 日米の大学単位制度の比較史的研究, 風間書房, 平成10年3月15日 pp.441-442

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

19

科目で修得する能力と授業方略
修得に必要な時間

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

20

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

知識項目のモデル

評価とは、
①評価対象の状態を測定し、
②それら目指すべき価値基準と比較することで、
③評価対象の価値を定め、
あるいは、
より高い価値に到達するように
評価対象を改善する
活動である。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

授業で修得する能力の分類　　ブルームの教育目標

6.0	評　価		
5.0	統　合	個性化	自然化
4.0	分　析	組織化	分節化
3.0	応　用	価値づけ	精密化
2.0	理　解	反　応	巧妙化
1.0	知　識	受け入れ	模　倣
	認知的領域	情意的領域	精神運動的領域

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

授業で修得する能力の分類　　ブルームの教育目標

評価	素材や方法の価値を目的に照らして判断すること
総合	要素や部分を結合して1つのまとまったものを形作ること。
分析	一つのコミュニケーションを構成要素あるいは部分に分解し、諸観念の相対的な階層的関係や表明された観念相互の関係などを明らかにすること。
応用	特定の具体的な状況における抽象概念の活用。
理解	広い意味の理解の最低レベル。伝えられたことがわかり、他の素材と関係づけることなく、あるいは暗示的な意味をとることなく伝えられた素材を利用する。
知識	個別的なものや一般的なものの想起。ただ単に心の中に適切な材料を思い浮かべるといった程度。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

目標のモデル　　知識～理解

目標	評価の定義を3つの要素を使って説明できる。　（知識～理解）
期待する行動	教員の問いかけ: 評価の定義を3つの要素を使って、説明してください。 受講者の行動:次のように解答する 評価とは、 ①評価対象の状態を測定し、 ②それら目指すべき価値基準と比較することで、 ③評価対象の価値を定め、あるいは、より高い価値に到達するように評価対象を改善する活動です

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

目標のモデル　　応用～分析

目標	生活の中で発生するさまざまな評価の場面を評価の定義の3つの要素に切り分けて解説でき、自らの価値基準に沿ってその場面の問題を指摘できる。　　（応用～分析）

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

25

目標のモデル

期待する行動	教員の問いかけ: 高等学校で世界史の授業を実施しないで、英語や数学などの受験科目に振り替えて実施していた事実が発覚し、冬休みに世界史履修させるということになりました。このことについて、評価の3要素を適用して、問題を指摘してください。 学習者の行動:　次のように解答する 評価の3要素を適用すると、学校が、①教育に対する価値基準を大学進学においてしまい、②進学率・よりレベルの高い大学への進学率、生徒が希望する大学への進学率を測定して、③進学率を高めるために世界史の授業を受験科目に振り替えるという改善(悪)をしたと説明できる。 この問題は、教育に対する価値基準を世界史の履修でなく、大学進学においてしまったことに原因がある。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

26

知識～理解　を修得するための授業方略のモデル

目標	評価の定義を3つの要素を使って説明できる。 知識～理解
授業方略	

評価の定義の説明	教員が、定義を口頭、板書、PPT資料、テキストの該当する部分の提示などで示す。
評価の定義を説明する練習	学習者は、教員が示した定義を読み、繰り返し口の中で繰り返す。
評価の定義を説明できることを確認する試験	授業終了時に次の学科試験を行う。 問題：評価に含まれる3つの要素を使って、評価の定義を記述しなさい。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
27

学修時間・訓練時間に授業方略を配分する計画　知識～理解

授業方略		学修時間		訓練時間		必要時間
		授業	授業外	授業	授業外	
評価の定義の説明	教員が、定義を口頭、板書、PPT資料、テキストの該当する部分の提示などで示す。	○		○		10分
評価の定義を説明する練習	学習者は、教員が示した定義を読み、繰り返し口の中で繰り返す。	○		○		
評価の定義を説明できることを確認する試験	授業終了時に次の学科試験を行う。問題：評価に含まれる3つの要素を使って、評価の定義を記述しなさい。	○		○		

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
28

分析～応用　を修得するための授業方略のモデル

目標	生活の中で発生するさまざまな評価の場面を評価の定義の3つの要素に切り分けて解説でき、自らの価値基準に沿ってその場面の問題を指摘できる。　分析～応用
授業方略	

評価の定義 文献購読	評価の定義に関する複数の文献の購読を指示する。
評価の定義に 含まれる 3要素の抽出 ・整理	それぞれの文献でさまざまな定義がされている評価に、どのような要素が含まれているか抽出させ、整理させる。教員の誘導で3要素に整理する。
評価の定義の 説明	教員が、評価の定義を口頭、板書、PPT資料、テキストの該当する部分の提示などで示す。
評価の定義を 現実場面に 適用する方法の説明	現実に評価している場面が評価の3要素に分けられることを教員が説明。
評価の定義を 現実場面に 適用する練習①	現実に評価している場面を示し、3要素に分ける練習。
評価の定義を 現実場面に 適用する練習②	課題が存在する評価の場面を示し、3要素の整合や矛盾を説明する練習。
評価の場面を 3要素で解説できることを 確認する試験	課題が存在する評価の場面を示し、3要素の整合や矛盾を記述するレポートに取り組ませる。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
29

学修時間・訓練時間に授業方略を配分する計画　分析～応用

授業方略		学修時間		訓練時間		必要時間
		授業	授業外	授業	授業外	
評価の定義 文献購読	評価の定義に関する複数の文献の購読を指示する。		○	○		10分
評価の定義に含まれる 3要素の抽出・整理	それぞれの文献でさまざまな定義がされている評価に、どのような要素が含まれているか抽出させ、整理させる。教員の誘導で3要素に整理する。		○	○		
評価の定義の 説明	教員が、評価の定義を口頭、板書、PPT資料、テキストの該当する部分の提示などで示す。	○		○		10分
評価の定義を 現実場面に 適用する方法の説明	現実に評価している場面が評価の3要素に分けられることを教員が説明。	○		○		
評価の定義を 現実場面に 適用する練習①	現実に評価している場面を示し、3要素に分ける練習。	○		○		
評価の定義を 現実場面に 適用する練習②	課題が存在する評価の場面を示し、3要素の整合や矛盾を説明する練習。	○		○		
評価の場面を 3要素で解説できることを確認する試験	課題が存在する評価の場面を示し、3要素の整合や矛盾を記述するレポートに取り組ませる。		○	○		10分

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
30

修得能力・授業方略を考慮した
学修時間・訓練時間の比較

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

31

学修時間・訓練時間における授業方略の計画　　知識～理解

学修時間における授業方略の計画

第1回授業　270分			第2回授業　270分			
予習90分	授業90分	復習90分	予習90分	授業90分	復習90分	
	1 ～ 9			10 ～ 18		

訓練時間における授業方略の計画

第1回授業 90分			第2回授業 90分			
	授業90分			授業		
	1 ～ 9			10 ～ 18		

表中の数値は、学習項目を示している。
学習項目は各項目を10分程度で学習できることを想定したモデル

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

32

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

学修時間・訓練時間における授業方略の計画　分析～応用

学修時間における授業方略の計画

第1回授業　270分			第2回授業　270分			
予習90分	授業90分	復習90分	予習90分	授業90分	復習90分	
b1 ～ b9	1 ～ 9	1a ～ 9a	b10 ～ b18	10 ～ 18	10a ～ 18a	

訓練時間における授業方略の計画

第1回授業 90分					第2回授業 90分				
	授業90分					授業			
	b1 ～ b3	1 ～ 3	1a ～ 3a			b4 ～ b6	4 ～ 6	4a ～ 6a	

表中のbは予習的学習、aは復習的学習を示している。
各学習項目と予習・復習をそれぞれ10分程度で学習できることを想定したモデル

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
33

科目の学修時間と訓練時間を等価とするための方策の検討

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved
34

科目の学修時間・訓練時間を等価とする方策

- 単位互換を考えない。
  大学教育と職業訓練は異なる内容を実施している。
  学位授与機構などによる課程認定の場合はこの考えで良い。

	科目A 90時間		
学修時間	予習	授業	復習
	学習内容　1～45　　分析～応用		

		科目A' 30時間	
訓練時間		学習内容 実務で重要な15項目　分析～応用	
		学習内容　1～45 知識～理解	
		学習内容 イ～ヨ(15項目) 分析～応用	

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

35

科目の学修時間・訓練時間を等価とする方策

- 単位互換を考える
  (1) 大学教育の科目に対し、
  職業訓練の科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設定する。

	科目A 90時間		
学修時間	予習	授業	復習
	学習内容　1～45　　分析～応用		

	科目AⅠ 30時間	科目AⅡ 30時間	科目AⅢ 30時間
訓練時間	学習内容 1～15 分析～応用	学習内容 16～30 分析～応用	学習内容 31～45 分析～応用

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

36

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

科目の学修時間・訓練時間を等価とする方策

(2) 大学教育の科目に対し、職業訓練の科目・演習・実習を設定する。

	科目A 90時間		
学修時間	予習	授業	復習
	学習内容　1～45　　分析～応用		

	科目A法　30時間	科目A実習　60時間
訓練時間	学習内容 1～45 知識～理解	学習内容 1～45 分析～応用

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

37

科目の学修時間・訓練時間を等価とする方策

(3) 大学教育の科目・演習・実習に対し、職業訓練の科目・演習・実習を設定する。

	科目A法 90時間			科目A 実習 45時間		
学修時間	予習	授業	復習	予習	授業	復習
	学習内容　1～90　知識～理解			学習内容　1～90 分析～応用		

	科目A法Ⅰ・Ⅱ　60時間	科目A実習　60時間
訓練時間	学習内容 1～90 知識	学習内容 1～90 理解～分析～応用

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY

Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

38

まとめと今後の検討課題

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

まとめ

職業訓練において

(1) 授業外の学習をどのように考えるか

長期課程では、能開法上は、訓練外の学修が想定されていた。他方で総合課程を含めて訓練時間は、大学教育で想定している1日の学習時間の生理的な限界を上回っており、訓練外の学修を予定した授業を計画することは学習者の負担を考慮すれば合理性を欠いている。
受講者の自主的な訓練外の学修を妨げるものではないが、授業は訓練時間内で完結するよう計画すべきである。

(2) 講義での演習・実習的な学習活動をどのように考えるか

(3) 科目で扱う内容の量をどのように考えるか

科目が想定する到達目標に応じた授業方略を、各科目で実践する。または知識→理解→分析→応用を、複数の科目をまたぐ科目群で扱う計画とする。訓練時間内で終了できるだけの内容量に絞る。

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

まとめ

(4) 大学教育の科目と等価にするため 職業訓練の科目での学習活動の計画を どのように考えるか

・大学教育の科目は、「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成する」とされており、内容、程度は定められていない。

・単位認定にあたっては、「授業以外の学修時間を含め、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容が認められること。講義であれば、30時間に相当する主体的な学修が求められる内容であること。」とされ、主体的な学修が条件づけられている。

「主体的な学修」とはなにかを検討する必要がある

(1)分析～応用、総合～評価を目指す科目の到達目標に到達するために、指定された課題に取り組むなど、受け身でなく、自ら問題解決などに取組む学修

(2)授業の内容について、本人の興味のおもむくままに、自ら行う学修

(1) への対応は、目標に対応する授業方略(科目内・科目間の連携)により、対応可能

(2) への対応を、職業訓練としてどう考えるかは要検討

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

今後の検討課題

(1)主体的な学修とは

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申） 平成24年8月28日 中央教育審議会

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。

すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである。

学生に授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等）、授業の受講（教員の直接指導、その中での教員と学生、学生同士の対話や意思疎通）や事後の展開（授業内容の確認や理解の深化のための探究等）を促す教育上の工夫、インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要である。

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。

pp.9-10

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

今後の課題

(2) 知識～理解→分析～応用→総合～評価に至る
授業方略と各科目間の連携の検討

分析～応用までは単独の科目で可能

科目	学修項目	知識 理解		分析 応用
教育訓練評価	評価の3要素	評価の3要素を説明	→	世界史未履修 3要素を適用 価値基準に 問題有り

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

43

今後の課題

総合～評価は複数の科目の組み合わせが必要

科目	学修項目	分析 応用		総合～評価
教育訓練評価	評価の3要素	世界史未履修3要素で説明 価値基準に問題有り		
教育原理	人権 社会と個人 自由・平等	自由な学習 平等な学習 社会貢献・個人の幸福		
教育行政	憲法→学習 指導要領	憲法→学習指導要領 標準と選択 教育長・校長の権限	→	さまざまな価値観を 同時に達成する 解決策の案出
教育経済学	国の負担 個人の負担 都市・地方	国・地方負 vs 担個人負担 世代間、都市・地方分担		
発達心理 キャリコン	発達論 キャリコン	個人の希望の引き出し方		

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

44

SYOKUGYO DAI 職業能力開発総合大学校 POLYTECHNIC UNIVERSITY
Copyright 2013 G.Arai All Right Reserved

美容師の養成に関する研究（美容師教育研究）の現状と課題

―今後の研究計画について―

放送大学教養学部学生　倉田研一

1. 美容師養成研究の目的

「美容師養成制度上では消費者保護が第一義であるが、ここでは、あえて学ぶ者たちがこの研究成果を享受することを願って行われることを期待する」

例えば、美容師養成に関する研究の充実・発展ならびに、その成果の普及のため、と言った方がそれらしいが、ここでは学習主体者側を常に意識することを主眼とする考えに基づくものにした。

消費者＝お客様で、美容技術を施す際に常にリスクを負う被施術者の意味で。

2. 美容師養成研究のむずかしさ―徹底した文献史料による研究が必要―

江戸時代以前の女髪結業（現在は美容師）の足跡はほとんど残されておらずその研究の発達を阻害してきた。これに対して男性を対象とする髪結業の歴史は、江戸期においては営業権売買（髪結い株）の記録が残されていることによって、ある程度の把握が可能である。

明治以降においても女髪結の存在は、その風俗史的記述―ヘアスタイルやファッションの流行の記述―に比べて極めて少ないが、やっと明治後半に職業訓練のための施設の宣伝や美容の啓蒙書（雑誌も含め）の中に、女髪結の存在が認められるようになった。大正期に入り、正式に認可された学校が誕生して、その活動の記録が、公文書に記載された。ここで女髪結は、別の呼称つまり、美容師とも呼ばれる時代がきたといえる。それは同時に和装から洋装へ、日本髪から洋髪への移行過程の始まりでもあった。なお以上に関しては、高橋と横山の研究によるところが非常に大きいことが特徴である。また戦前期における美容師の養成は、徒弟修業が一般的で学校での養成はごく一部に過ぎないと考える。従って学校がどのような役割を果たしたのか再考する必要がある。また特に美容業においては、ジェンダー問題が根底にあることを常に念頭に置いておく必要があることを付け加えておく。

さてここまでは、美容師養成の制度及びその歴史研究の存在を確認したが、その他のテーマでは、山野研究紀要（山野美容芸術短期大学の紀要）の中に極

わずかに存在するのみである。これには学校が、ノウハウ的な部分は公開しづらいという事情があると考えるが、より一層のテーマの広がりを期待したい。

特に重視したい先行研究

倉田研一　「女髪結から美容術営業者への移行過程における学校の役割」放送大学大学院修士論文　2010.

高橋晴子　「近代日本の身装文化」三元社　2005.

高橋晴子　「年表　近代日本の身装文化」　三元社　2007.

日本理容美容教育センター編「美容現代史」　同センター出版　1970.

緑川ゆかり　「女子職業教育の変容過程―女髪結から美容師へ―」産業教育学研究　第28巻第2号　1998　25～32頁.

横山百合子　「一九世紀江戸・東京の髪結と女髪結」(高澤紀恵他編『別冊都市史研究　パリと江戸―伝統都市の比較史へ』山川出版社2009.

注)高橋氏の専門は、図書館情報学で上記は氏の博士論文(阪大)、横山氏の専門は、経済史(日本近世史)です。なお三好信浩「日本女子産業教育史研究」2016に美容師に関する記述はない。また今のところ反社会的勢力―女性解放運動などとの関わりという意味で―とのかかわりを示す史料も発見できていない。

3. 専門学校内での研究環境の整備が遅れている

現役の美容学校教員が、学会誌に論文を掲載したことがないことを考えると単にハードルが高いだけではなく、研究し難い環境があるのではないかと推察できる。筆者の美容学校教職経験から考えても、研究するという雰囲気は、ほとんどなく、もちろん教育に関する話題を同僚と話し合う機会は全くなかった。彼らにとってのステータスは、コンテストで優勝し華やかな世界にデビューすることにあった。また学校の経営者も、技術職員採用時には、コンテストでの入賞経験を問う。従って優れたスタイリスト＝優れた教師という構図が支配的な世界だといえる。

4. 研究領域の名称を何にするか―養成を選ぶのか、教育を選ぶのか―

以下はその名称で

○　美容師養成研究＝訓練学の立場からは、この用語が該当するか

○　美容師教育研究＝教育学の立場からではこの使い方が適当か

例　松尾一郎「美容師教育への考察」女性モード社　1984.

○　美容技術教育研究＝技術教育という用語を引用して

×　美容学教育研究＝学問として、はたして成り立つかどうか疑問。美に関しては哲学の分野に美学があるので、この分野における地位を確保出来なければ意味がない。

△　美容師養成教育研究＝養成と教育は、同義語なので重複する使い方には、疑問がある。例えば教員養成教育という用語は、聞いたことがない。

×　美容教育＝企業（化粧品会社）における社員教育の名称に使われている。特に美容部員（店頭で化粧品を口頭で説明し、実際に使いながら販売する人）養成にあたる用語。

例として　日本医学教育学会　　日本介護福祉士教育学会
日本看護教育学会　　日本看護学教育学会　　薬学教育協議会

4. 今後の研究計画

「賤業からの脱却」を掲げたのは、まず明治初期の理髪師達だった。その近代化を図るために、理髪業に必要な知識を習得し衛生管理の徹底を図ろうとした。これが規則の整備や明治45年の明治理髪学校設立へと結びついたのであった。これらは不衛生で賤しいと言われたことを払拭するための施策であったといえる。

これが前提で、さらに日陰者としての生活を余儀なくされてきた女髪結（美容師）たちも、いよいよ社会的に認知されるための行動に、移ってゆく訳である。しかし、これがはたして女性自身からの発想でそうなったかは大変疑問がある。それはともかくとしても、美容学校の設立やウエーブ技術の摂取やその普及に携わりその近代化を進めたのは女性たちであったに違いない。

今後は戦前と戦後に分けて以下のキーワードを中心に美容師養成制度史を記述して行きたいと考えている。

戦前期

道府県別の規則の整備、　徒弟修業　美容講習所の設立　学校の設立
試験制度の導入

戦後期

法整備　行政改革　学校教育法改正問題　高校職業課程多様化問題
管理美容師導入　専修学校制度　規制緩和

—3—

研究計画書

テーマ

「美容師養成制度史―美容師の地位向上に対する学校の役割―」

放送大学教養学部　倉田研一

1. 問題意識

美容師養成は現在、その多くが専門学校[1]で行われている。また専門学校以外では4年生大学2校、短期大学5校に養成課程が設置されている。いわゆる公立の養成施設は、文部省管轄で2校[2]、厚労省管轄で2校[3]に過ぎない。なお高等学校の職業課程に美容師養成の課程は存在しない。ただし厳密に言えば,高等学校の卒業資格と美容師の免許を同時に取得する方法[4]はある。

このように見てくると中卒の青年たちが美容師の免許を取得したいと思っても、公立の高等学校(または専門学校)での取得は不可能に近いということが分かる。そして2年間の授業料及び教材費でおよそ260万円[5]を負担しなければ美容師の資格は取得できないということになる。ちなみ横浜市在住、在勤の人でなければ入学できない市立横浜商業高校別科美容科の場合は、2年間でおよそ105万円(授業料＋教材費)[6]ということで、その負担額の違いが認識できる。つまり現在に至っても、その教育費負担を大幅に軽減する有効な手段は講じてこられなかったと言えるのではなかろうか。

賤業と言われ史料にもほとんど登場しない女髪結いの時代から、今日美容師と言われるようになっても、この仕事を担ってきた多くの女性は、厳しく辛い徒弟制度の中に生きて一人前の職人になった。貧しく学業不振の少女たちが、修業をなんとか乗り切れば、食べられるようになることを夢見ながら修業に励んだ[7]という過去が、この仕事には存在する。徒弟制度が廃止された戦後にあっても、インターンという修業期間が存在したが、平成10年(1998)以降この制度は廃止され、修学年限が1年制から2年制(昼間)になり、養成施設への入学資格も中卒から高校卒[8]となった。これは専門学校を束ねる各団体[9]が、高等教育化を目指す動きに呼応したことに起因するとともに、歴史的に賤業と言われてきたことを払拭する為であると考えられる。

筆者がある著名な美容室経営者に、なぜ2年制にしたのか尋ねたところ、「美容学校の経営のため」という答えが返ってきた。それでは2年制にした教育効果はどうかという質問に対しては、1年制の時と変わらない『結局入店後に教育をし直す』

という返答であった。

手仕事としての美容業を見たときに、取組み始める年齢が 18 歳以降で、現場に出るときには 20 歳になるという制度が、指導効率上適切な年齢規定[10]と言えるのかどうか疑問である。逆に大学における美容師養成の役割が、専門学校と同様にプロを育てることに終始しており、教育を担う人材育成に消極的である[11]。

美容師法の第 1 条目的に「この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする」という記述がある。事実教科の法定時間で見ると、実習を除く講義の半分は衛生や保健に関する教科の時間に充てられている。しかしハリウッド・ビューティ専門学校の学校理念「人を美しく幸福に導く、総合力と専門性を持った美の天使を育てます」[12]を見ると分かるように、ここに保健衛生の担い手を育てるという記述はない。ただし施術の際、消費者に感染症へのリスクを負わせることは事実で、習慣的に衛生管理をしなければならない仕事であることに間違いはないが、保健衛生の担い手であるかどうか疑問である。筆者が放送大学大学院のレポートで、養成施設のHPにおける学校案内中に、衛生管理に関する記述があるのかどうか調査したところ、教科に関する項目にはこの記述があったが、セールストークとして衛生管理を取り上げている学校はほとんどなかったことが分かった。これは法とめざす仕事の内容との間に齟齬があると言えるのではなかろうか。

以上みてきたように、私学が美容師養成を独占するような状況は問題視すべきであるし、安易な高等教育化をすべきでないし、なにより実際に美容師に求められている使命は、公衆衛生の担い手ではなく、『髪の毛や顔のおしゃれを演出してゆく技術者』だと考える。このような視点に立ち養成制度を見直すきっかけを作るために美容師養成制度史の記述を試みたいと考える。そして明治期、特に理髪師たちが賤業というイメージを払拭するために行ってきた様々な活動が、今日、実を結んだのかという点に的を絞りながら研究を進めてゆきたい。加えて1970年に日本理容美容教育センターが編集し出版した「現代美容史」は、論拠に不十分な点が多いので編纂し直す必要がある[13]。また専門学校のそれぞれ専門分野別の教育史が、ほとんどないことを考えると、これを契機に現場の教員を中心とした各分野別教育史研究が開始されることを、期待したい。

さてここまでが問題意識であるが、これを前面に打ち出しての研究の継続が、はたして可能かどうか、筆者自身の経験を通して鑑みるに、困難であると考える。やはり美容師養成機関の団体や美容業界との良好な関係の構築が必要であると確信するが、どこまで出来るかが本研究のカギとなるであろう。結果的に駄目でも、第2次大戦前の美容師養成制度史は仕上げたいと考えている。次項の章立てで言

えば、第1章から第3章までということになる。なお理容と美容の歴史には、重複する部分が多いので、この点を充分に留意しなければならないと考えている。

2. 美容師養成制度史研究の章立てとその内容

第1章　前史―女髪結から婦人美髪師への変遷について―

女髪結の歴史をたどる作業は大変に難しい[14]。それは第一に江戸時代、公にこの仕事が認められない時間が長かった、つまり陰に隠れてやらねばならない職業だったからである。第2にそれゆえに記述が少なく、しかも江戸期、女性が髪を他人に結わせるという行為を蔑視する傾向があり、女髪結はその意味で賤しい職業とみなされていたからである。ここでは江戸期に遡るのは、さわり程度にして、明治期以降にしたい。なお明治期における女髪結いの養成の中心は徒弟制度に在り、女髪結を育てる認可された学校は存在しないが、講習会というかたちで新しい技術（特に美顔術）を伝える作業がなされていたと考えられるのでその検証をしてゆきたい。また明治後期には洋髪技術を施術する店舗も開設されているので、これらについても、さらに追及して行きたい。

もう一つの課題は、理容及び美容業を取り締まる規則が定められた経緯を再度検証すること[15]。尚、ここですべての道府県について記述することは時間的制約があるので、東京府を中心として、史料の許す限り[16]他府県の状況も含めて記述に努めたいと考えている。

さらにこの時代で、髪の毛を扱う美容に対して顔の美容つまり美顔術[17]も早くから日本に導入され、しかも明治の後半にはその専門店が開業していることに注目したい。さらに化粧を含め美顔術の専門書や一般向けの啓蒙書も発行され、講習会なども各地で行われ、その盛況ぶりが伺われる。当然大正期に設立された美容学校のカリキュラムにも美顔術の科目が認められる。したがって美顔術の導入の歴史過程に関しても検証を試みたい。日本の美容の近代化の端緒は髪型より前に美顔術にあったのではなかろうかと仮説を立てたい。また美容という言葉が使われるきっかけも再度検証したいと考える。

第2章　美容学校設立期[18]

―大正2(1913)年最初の美容学校は美髪学校と称された―

この章は修論において記述を試みたが、顧みるに、史料の読み込み不足が顕著であるので再度記述し直したい。ここでは特に「この当時の名もなき女髪結の師匠

たちが学校についてどのように考えていたのか」が知りたい訳で、それを探る作業が主になる。当時の新聞や戦前期四大婦人雑誌[19]等の文献を読み直し、加えて消費者の動向も見てゆく必要があると考える。一般の人たち、しかも女性の意識をさぐる意味で風俗史の中にこれらのヒントが隠されていると考えているからである。

最初の美容学校[20]で教えられていた技術は、日本髪を結う、つまり結髪技術であったことを、そのカリキュラムにおいて筆者は確認している。これが、どのような経緯で洋髪技術へと移り変わっていったのか、技術の変遷過程を検証してゆく必要がある。この場合日本で洋髪の技術が導入され、実際に施術されたのは店舗であったはずで、学校のカリキュラムに登場するには時間差があった。したがって店舗での技術の変遷過程の記述が必要であると同時に、洋髪技術が学校のカリキュラムに登場する過程も記述する必要がある。ただし、日本理容美容教育センター編の「美容現代史」が、業界史にファッション史や風俗史を同時に記述して、内容が煩雑化していることを考えて、ここでは髪型を作り上げてゆく技術にウエイトを絞って記述し、髪型の変遷については参考程度にとどめることにする。

大正期における理美容界の最大の改革は、試験制度の導入である。大阪府が最初に実施し、その動機が当時関西圏に進出した中国人理髪師の排除にあったという伝聞がある。これについても再度検証しておく必要がある。

なお大都市圏では過去の戦災等による公文書の欠損が著しいこともあり、東京府を中心とした美容学校（当時は美髪学校）の動向ついて記述したい。また修論で「美容近代化と学校の役割」をテーマとしたが、全く説明不足であったことを口頭試問で指摘されたので、再度挑戦したい。

第3章　東京府美容術営業取締規則制定期

—試験の種別は、第一種頭髪、鬚髯の剪剃、染毛.
第二種結髪、癖毛直し、染毛. 第3種美顔術であった—

昭和2（1927）年東京府において「理髪営業取締規則」が改正され名称も「美容術営業取締規則」となる。さらに昭和5年（1930）に同規則が改正され、試験制度が導入された。大阪府が、大正7年（1918）に試験制度を導入していることを考えると、この空白期間に何があったのか、さらになぜ東京府が「理髪」を使わずに、唯一「美容術」という言葉を使ったのか定かではないので、この点を明らかにしたい。

戦前期の試験制度の特徴は、制度上で理容美容共に同一の規則で定められており、その資格は美容所を営業するためのものであった。なお戦後昭和22（1947）年の法制定における試験制度では、業務資格を与えるものであったが、昭和43（1968）年には、戦前と同様の営業資格を与える管理美容師制度も始まった。

—4—

大阪府での資格試験実施に当初、実地（実技）試験は、課せられていなかった。その後の東京府では実地試験が採用されており、実地試験の実施にはどのような経緯があったのか、考える必要がある。ただし、前述通り、東京府を中心とした記述を中心としたい。

なお、資格の効力であるが、つまり東京府の資格があれば他府県でも営業できるかということについても、調査して行かねばならないと考える。また正式に認可されている美容学校を卒業している場合には、大阪府のように資格試験の免除という処置があったので、このあたりも検証すべきであると考える。

第4章　戦後の理容師法の制定と、美容師法の分離独立[21]

昭和22（1947）年連合国の占領下で、公衆衛生法規の整備が進み、理美容に関する統一法規が初めて制定された。統一法規は、戦前期において業界の悲願であったが、ここにおいてやっと実現された。戦前の規則と戦後の法との間の大きな相違は、美容師養成に関する事柄で美容に携わる者は、養成施設卒業後に資格試験に合格することが条件となった。しかしここに至る過程には、養成施設一本化（教育関係者）か、専検制度（業界）か等の議論が高まったが、結局昭和28年（1953）から養成施設一本化が決定した。しかしその養成期間が1年、卒業後に1年間の実地修練を経て最後に資格試験ということになったが、徒弟制度が否定されながら結局実地修練というかたちで、旧習が残ったといえるのではなかろうか。加えて戦後の混乱と貧困が続いたであろうこの時期に、養成施設一本化は、キャリアを求める若者たちの状況に配慮があったのか疑問である[22]。

理美容師同様あるいは、それ以上に衛生管理が重要である仕事は調理師だ。敗戦直後から、今日の生活衛生行政の現状までみても、感染症のリスクは調理師の方が遥かに高い。極端なことを言えば、調理を原因とする食中毒による死亡者は残念ながら確実に存在し、美容の施術を原因とする病原菌の感染による死亡者は、ほとんどいない[23]ということで認識出来る。だからと言って美容での衛生管理は、大切であることに変わりはないが、知識だけに偏重し形骸化していったのではないかという疑問が残る。美容師資格と調理師資格を持つ筆者はこの点を、知識よりもまず習慣と考えている。知識があっても仕事の前に手を洗う習慣が身についていなければ問題外であるからだ。ここでは何よりも消費者保護という観点が重要であり、教育関係者と業界が真にこのことを考えていたのかが疑問である。

昭和32（1957）年に理容師法から分離独立し美容師法が制定された。この裏には歴史的に理容業界の中に美容業界があるという、ちょうど主従関係のような状況があり、それを打破すべきと美容業界が考えていたことに起因する。しかし昭和38

(1963)年池田内閣時の臨時行政調査会は、理と美の仕事上にほとんど違いはなく統一すべきという答申を出したが、業界の反対で実現しなかった。この問題は今日的問題であり、例えば法律上で剃毛(顔そり)出来るか否かの違いだけで、理容と美容の免許を取得するには、両方の養成施設を卒業しなければならないのである。また1960年代の後半から、男性の長髪が流行しそれが定着することで美容室に男性の客が増え、今日においては、理容よりも美容の方がはるかに優勢となってしまった。結局業界の面子にこだわり、消費者や理美容業界を目指す青年たちのニーズに答えてこなかったのではないだろうか。そしてなにより、現在においても理容と美容の法律上の違いがあるが、消費者にとってはあまり意味がないと考える。なぜならば、現在カットだけを施術する店が多数存在し、営業形態や屋号でみても理容なのか美容なのか分からないからである。

さらに、昭和41(1966)年文部省の理科教育及び産業教育審議会において、高校の職業課程多様化が論議され、理美容課程を設ける案が出現した。しかし業界はこれに反対した。その理由を、養成施設の資格を中卒から高卒にして理美容教育の体質改善を図る為だとした。しかし、反対の真の理由がどこにあるのか疑問が残る。

この問題は続いて昭和53(1978)年に、文部省が学習指導要領に理美容の課程を加える検討を始めたことで再熱する。これに対しても真っ向から反対した。この理由の第一に、理美容が国民の環境衛生向上に寄与する重要な職種で、いたずらに理美容師の数を増やすことは、ただでさえ構造不況に喘ぎ、死活問題をかかえている業界を窮地に陥れ、ひいては適正な衛生水準の確保が阻害され、国民の保健衛生の維持に重大なる支障が生じると挙げている。ここでも理美容がおしゃれを演出する仕事だという記述ではなく国民の保健衛生の維持というところに主眼が置かれている点で疑問が残る。むしろ専修学校・各種学校の存続を危うくすると言った方がリアルなのではなかろうか。なおこの問題の最中に筆者も美容学校の教員をしていたが、全く蚊帳の外に置かれていて、知らなかったことを記しておく。

高等学校職業課程理美容科設置問題が議論されていたこの間に、昭和50(1975)年専修学校制度が誕生した。これによって従来の各種学校より、設置基準が厳しくなったことによりその地位の向上を図れるとして理美容養成施設経営者も歓迎した。しかし、この当時の理美容養成施設は、学校法人化の遅れという後進性の問題を裏で抱えており、しかもその実態もはっきりしていない状況で、いったい何を歓迎したのか、大変に疑問が残る。現に筆者の職場であったコーセー高等美容学校も学校法人ではなかった。

このように、歴史的に見てその仕事が賤業と見なされ、しかも戦前は警察の監視下に置かれるかのような状況[24]に加え、理容師の配下としての扱いをされてきた美

容師が、その地位向上に努めてきた結果においてもなお、この時に後進性を有していたと言えるのではなかろうか。それを端的に言い表すことができるのが、厚労省をバックとした「国民の環境衛生に寄与する重要な職種である」という文句で、その依存関係こそが、この職種の後進性なのかもしれない。

第5章　昭和60(1985)年と平成7(1995)年の法改正について

第2次大戦後に制定された美容師法は、基本的な改正のないまま平成の時代に入り本格的な見直しを図った。

そのきっかけの第一は、相次ぐ高等学校職業課程理美容科設置問題に対する対応の中での発言にあった。つまり修業年齢の引き上げや修業年限の延長及び実地修練の見直しが当面の課題となった。

さらに昭和57(1982)年の第2次臨時行政調査会の答申を受けて資格試験の事務取り扱いの見直し、具体的には民間への事務の移譲及び実地修練の在り方を中心に、今後の美容師養成の在り方の検討を、厚生省と理美容教育センターで、それぞれ研究班を作り検討した。その結果昭和60(1985)年における一部法改正により、従来学科試験と実技試験は実地修練後に行っていたのを、学科試験は養成施設卒業後に受験、実技試験は実地習練終了後とし、試験事務も民間に移譲することが出来るようになった。しかしこれにより理美容師試験センターが発足したが、この法人が役人の天下り先となるという懸念はなかったのだろうか疑問である。

行政改革と同じくして規制緩和も進み、理美容の場合それまで養成施設の認可を抑制してきた政策を見直し、一転許可する方向に動いた結果、平成10(1998)年以降増え続けて、それまで154校であった社員校が現在260校になった。高等学校の職業課程問題の時に養成施設の増加という意味で、あれほど反対したのは何であったのか疑問である。実際には、この15年で廃止された学校[25]もありその実態は調査しないと分からない。

このような状況の中、高校・大学への進学率の増加や養成施設入学者の減少、消費者ニーズ多様化などに対処する為に理美容師教育センターは、検討会を組織し「美容師教育の見直し」を平成3(1991)年11月始めた。さらに翌年業界全体の協議会を開催して、修学年齢引き上げ、修学年限の延長、実地修練の廃止、免許の発行を厚生大臣とすることに決めて、厚生省に提案した。その結果平成7(1995)年6月衆院で可決成立した。これにより、養成施設の入学資格は高卒に、修業年限は2年、実地修練は廃止、試験事務は指定機関に移譲、免許は厚生大臣が与える、以上が法改正の大筋となり現行法規が誕生した。改正法規の運用は平成10(1998)年からとなった。これらの改正の原案作りや審議の過程に関してはまだ調べてはいない

が、その根拠となったものが何であったのかを検証したいと考えている。いずれにしても現場の教員、学ぶ者、消費者の考えが反映したものだとは言えないと筆者は考えている。

3、研究期間と論文投稿予定

3.1　研究期間

3年を一区切りとして考えたい。

3.2　学会発表及び論文投稿の予定

目標としては、学会発表及び論文投稿をともに3回やりたいと考えている。

テーマとして以下を設定した

① 美容の近代化と美容学校の役割
　　―それを担ったのは洋髪技術なのか美顔術なのか―

② 戦前期における美容師養成制度の特徴
　　―今日の美容師養成制度のそもそもの始まりは、昭和前期に在り―

③ 今日における美容師養成制度は近代を乗り越えられたのか
　　―賤業意識の打破というこの業界の目的は達成できたのか―

注

---

1 日本理容美容教育センターの社員校として登録している美容師養成施設は現在 260 校

2 北九州市立高等理容美容学校、横浜市立横浜商業高等学校別科美容科

3 島根県立東部高等技術校、徳島県立中央テクノスクール、なおこれらの技術訓練校は日本理容美容教育センターの社員校ではない。また、調べていないので実態が分からないが、特別支援学校の中で、聾学校に理美容師養成課程がある。神奈川県立平塚もう学校など全国に22校存在するというが、資料が少ないのでその実態調査の必要があると考えている。

4 埼玉のグルノーブル美容専門学校と東京の国際理容美容専門学校には、高校卒業資格が取れる高等課程が設置されている。通信制の高校で、提携している美容学校の通信課程に時に通い取得する方法がある。このダブルスクール制を採用している学校は、三幸学園飛鳥未来高校、北海道芸術高等学校、ルネサンス高等学校などの通信制の高校がある。

5 2013 年 9 月 17 日 HP 参照。これが Y 短大になると 2 年間で、320万円くらいの負担になる。

6 2013 年 9 月 17 日 HP 参照。

7 上村くるみ　「下町の髪結い師一代記」　かのう書房、1993.

8 美容師法施行規則附則第6条第1号で中卒を受け入れる特例を設けている。中卒の場合、法定の単位以外に講習課目を受講する義務を課している。

9 特に東京都専門学校各種学校協会は、職業人教育学会を組織して、高等教育化のための勉強会をしている。筆者も加入していた。

10 筆者が美容学校で学び始めたのが 29 歳であった。3 日目でギブアップした。その理由は、体力的に無理だと判断したからである。施術の際には様々な体位を取るが、これらは特に腰に負担がかかる場合が多い。なお挫折を繰り返しながら卒業したが、国家試験の実技試験にも 3 回失敗した。

11 たとえば鍼灸師の場合、教員になるために、資格取得後に 2 年制の教員養成課程を修了しなければならない

12 ハリウッド・ビューティ専門学校 HP,2013.9.15.参照

13 日本理容美容教育センター編「現代美容史」社団法人日本理容美容教育センター1970.
同編 「現代理容史」同センター、1970.
この2書を、先行研究として養成制度史を記述したい。

14 横山百合子「一九世紀江戸・東京の髪結と女髪結」『パリと江戸―伝統都市の比較市へ』山川出版社、2009. この著書も美容師養成制度前史として、先行研究にあたる。

15 理髪営業取締規則の成立については日本理容美容教育センター編「理容現代史」及び「美容現代史」1970. が詳しいが、根拠に乏しいので検証作業をする必要がある。

16 手元に北海道理容環境衛生同業組合が編纂し発行した「北海道理容百年史」1982. 等の史料があるので、明治期の他府県別の理美容業界の動きが認識できる。

17 美顔術は現在、一般的にエステティック、また略してエステと言われる美容の一分野である。なお現在この分野に関しては、美容師の免許がなくとも開業できる。

18 先行研究として美容師養成に関する唯一の学会誌に掲載されているのが、下記の論文です。この論文は、2章3章の先行研究に該当する。
緑川ゆかり「女子職業教育の変遷過程―女髪結から美容師へ」産業教育学研究、1998.
この論文は大正期の美容学校設立に関する分析がなく、内容に正確さを欠く。

19 戦前期4大婦人雑誌は 「婦人公論」「婦人倶楽部」「婦人画報」「主婦之友」、これ以外にも「婦人世界」「婦女界」などがある。

20 最初に正式認可された学校は「東京女子高等美髪学校」(1916年設立)である。その後も「美髪」を使う學校の設立が続くが、昭和期に入ると美容を使う學校の設立が確認できる。ここでは使い分けず、美容学校を通称とする。

21 辻功「日本の公的職業資格制度の研究」日本図書センター、2000.
ここでは美容師の資格制度は、戦後に始まったと解釈している。筆者は基本的な体系は、すでに昭和初期に出来上がっていると解釈している。したがってこの著書は、先行研究として位置付けておく。

22 事実1970年代の初めまでは、労働省管轄の職業訓練所に理美容の課程が多く存在したがその後、ほとんど廃止された。

23 戦前期においては感染による死亡者や多数の罹患者がいたという記述がある。
井口乗海「理髪衛生講本」文光堂書店、1932、

24 戦前の理髪営業取締規則の管轄は警察で、営業許可の際には店舗の設備もさることながら、営業者や従業員の氏名、生年月日などの届け出をしなければならなかった。この業種は、経営者となれば女性でもかなりの収入が得られる訳で、女性の地位向上になんらかの足跡を残しているのではないかと調べたことがあるが、女性史での記述はなかった。また美容師が反社会的な活動をしていたという記録もほとんどなかった。ただし警察管理であるからゆえに、そういった活動がやり難かったかどうかは分からない。

25 その専門学校の中で、美容師養成課程のみの廃止ということも含める。